

『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』と そこに編綴された沖縄県令達について

青嶋 敏

名誉教授

‘Okinawa-ken Kokuji Houkoku Tsuzuri in Meiji 25nd’ and Administrative Notices and Reports of Okinawa Prefecture

Satoshi AOSHIMA

Professor Emeritus of Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

一 はじめに

筆者は、戦前期沖縄県の令達・令規（以下「令達」という。）に関する文献資料が断片的にしか残存していないことに鑑み、2005年度から戦前期沖縄県の令達集・令規集（以下「令達集」という。）を対象として、さらに2013年度からは戦前期沖縄県の令達に関する残存資料（以下「残存令達資料」という。）を対象を広げて、これらの令達集¹⁾や残存令達資料²⁾に収録または編綴された戦前期沖縄県の令達を整理し目録を作成するとともに、その資料的価値についての検討を行ってきた。

本稿では、上述の戦前期沖縄県の残存令達資料の整理・検討作業の一環として、『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』（以下「本資料」ということがある。）を取り上げ³⁾、そこに編綴されている明治25年の沖縄県令達39件について検討することにした。

なお、本稿には紙幅の制限があるため、本資料についても、そこに編綴されている沖縄県令達を整理した一覧表や関連する資料を本稿に掲載することはできなかった。そこで、本稿とは別に『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所 編綴沖縄県令達一覧』と題する資料集（以下「別冊資料集」という。）を発行し、上記一覧表を【表1】として掲載するとともに、関連する若干の表も掲載することにした。本稿と併せて参照願いたい。

二 本資料の原本とその複製資料について

(1) 本資料の原本について

本資料は、前述のように『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』という表題がつけられた残存令

達資料であり、沖縄県が明治25年に公布または発令のために作成した告示、各課報告等の令達書を、沖縄県庁から逡送された竹富村番所⁴⁾が、執務上の保管文書として編綴したものであると推定される。

本資料の原本は沖縄県八重山郡竹富町字竹富の喜宝院蒐集館⁵⁾が所蔵するものであるが、筆者は原本を未見である。この原本は、後述する沖縄県教育庁文化財課史料編集班所蔵複製資料の編綴内容から推定すると、i 本資料の保管者が1955年以降に新たに付した表紙（以下「新表紙」という。この点については後述する。）、ii 竹富村番所が令達書を編綴した際に作成した表紙（以下「旧表紙」という。この点についても後述する。）、iii 目次、iv 令達書から構成されており、かつ、同じく後述する琉球大学附属図書館所蔵マイクロフィルム中の琉大M1314マイクロフィルムや沖縄県立図書館所蔵マイクロフィルムのiの新表紙の編綴状況から推定すると、上記ii、iiiおよびivの合計59枚を二つ折りにしてiの新表紙に挟み込み右端に二穴を穿ち綴紐で編綴したものであると考えられる。

(2) 本資料の複製資料について

管見によれば、本資料の全体または一部を複製した資料を次の四つの機関が所蔵している。以下ではこれらの複製資料について解説しておこう。

① 沖縄県教育庁文化財課史料編集班所蔵複製資料

沖縄県教育庁文化財課史料編集班（以下「史料編集班」という。）は、本資料の全体の複製資料（以下「史料編集班複製資料」という。）を所蔵している。

この史料編集班複製資料は、原本の見開き2頁（1丁）分を1枚に写真撮影し、B5判用紙に片面複写したものの60枚を製本したものである。製本の背表紙には「沖縄県告示報告綴 明治二十五年 竹富村番所」という

表題が印字され、かつ背表紙の下部に分類記号「K206 / O52」と棚番号「12A5 / 5-3」のラベルが貼付されている（／は改行。引用者による。特記しない限り、以下同じ。）。さらに背表紙の中程に、「竹喜」というシールが貼付されている。

また製本の裏表紙の内側の右下角に「沖縄県沖縄史料編集所／受入1975年2月28日／第4267号／〒2065」（下線部分は手書き文字、それ以外は不動文字である。）というスタンプが、またこのスタンプの下に「ID番号 025120」が押されており、史料編集班複製資料が1975年に史料編集班の前身である沖縄史料編集所によって受け入れられたものであることが分かる。

次に、史料編集班複製資料の構成を順次みていこう。

1枚目左側は、前述した新表紙であり、「明治廿五年／沖縄県告示報告綴／竹富村番所」（下線部分は折り返し割注表示である。）と表題が墨書されているが、この新表紙の表題は2枚目左側の旧表紙の表題とは筆が異なる。

2枚目右側（1枚目の新表紙の裏面に相当する。）には感謝状の一部が写り込んでいる。そこには、「ここに記念品を贈呈して／厚く感謝の意を表します／一九五五年一月二十四日／婦和会長 有田 静」と毛筆書きされており、このことから、本資料の保管者が1955年以降にこの感謝状の用紙を竹富村番所によって編綴された令達書の新たな表紙（その意味で「新表紙」）として利用したものと推定される。

2枚目左側は、竹富村番所が原資料である令達書を編綴した際に作成した表紙（その意味で「旧表紙」）と考えられるものであり、破損や皺などのために判読が難しいが、「明治廿五年／沖縄県告示報告綴／竹富村番所」（下線部分は折り返し割注表示である。）と墨書されていることが分かる。

3枚目左側～6枚目右側には、「索引番号」欄と「事件摘要」欄とからなる目次が編綴されている。ただし、「索引番号」欄には、番号は一切記入されていない。「事件摘要」欄には、令達類型（告示、各課報告、正誤）、令達番号、令達の件名が記載されている。「事件摘要」欄には、合計38件の令達が列挙されている（その他に、後述のように、「事件摘要」欄に列挙されていない令達が1件ある。）。そのうち、最後の2件（37番目と38番目）は「正誤」である。また、目次の「事件摘要」欄の文頭における令達類型と令達番号の表記中に、「全四回報告」という表記が二か所登場するが、前者は「沖縄県内務部第二課第四回報告」であり、後者は「沖縄県内務部第三課第四回報告」である。なお、6枚目右側は罫紙だけであり、「事件摘要」の記載はない。

6枚目左側～60枚目左側に、39件の沖縄県令達が編綴されている。58枚目左側に編綴されている明治25年12月1日「沖縄県内務部第二課第六回報告」は目次の「事件摘要」欄には列挙されていないが、史料編集

班複製資料の「正誤」の前に編綴されている。なお、史料編集班複製資料の1枚目～60枚目までには、通し番号、整理番号、ナンバリング等は付されていない。

史料編集班複製資料に編綴されている39件の沖縄県令達の一覧表を別冊資料集に【表1】として掲載した。

②琉球大学附属図書館所蔵マイクロフィルム

琉球大学附属図書館の蔵書目録によれば、同館は、『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』を収録するマイクロフィルムを複数所蔵している旨記載されている。まずこれらを列挙しておこう。

①マイクロフィルム請求記号M239

標目〔著者〕「竹富村番所」、マイクロフィルム請求記号「M-239」、書名「沖縄県告示報告書〔ママ〕綴」、発行年「明治25年」、コマ数「12駒」、史料所蔵者名「八重山 上勢頭亨氏所蔵」（出典：琉球大学附属図書館編『琉球大学附属図書館琉球郷土資料目録 改訂増補版（1965年7月31日現在）』（同館、1966年）69頁）。以下、同マイクロフィルム所収の「沖縄県告示報告書〔ママ〕綴」を「琉大M239マイクロ」という。

②マイクロフィルム請求記号M1302

書名標目「沖縄県告示報告綴」、出版年「明治25年」、マイクロフィルム請求番号「M1302」、著者名「竹富村」、コマ数「63コマ」（出典：琉球大学附属図書館整理係編『琉球大学沖縄関係資料目録 増加版（1978年12月末現在）』（同館、1980年）123頁）。以下、同マイクロフィルム所収の「沖縄県告示報告綴」を「琉大M1302マイクロ」という。

③マイクロフィルム請求記号M1314

書名標目「沖縄県告示報告書〔ママ〕綴」、出版年「明治25年」、マイクロフィルム請求番号「M1314」、著者名「竹富村番所」、コマ数「12コマ〔ママ〕」（出典：琉球大学附属図書館整理係編前掲『琉球大学沖縄関係資料目録 増加版』123頁）。以下、同マイクロフィルム所収の「沖縄県告示報告書〔ママ〕綴」を「琉大M1314マイクロ」という。

④マイクロフィルム請求記号M2493

書名標目「沖縄県報告告示〔ママ〕綴」、マイクロフィルム請求記号「M-2493」、出版年「明治25年」、著者名「竹富村番所」、コマ数「63コマ」（出典：琉球大学附属図書館編『琉球大学沖縄関係資料目録 増加版（1984年8月末現在）第2集』（同館、1985年）55頁）。以下、同マイクロフィルム所収の「沖縄県報告告示〔ママ〕綴」を「琉大M2493マイクロ」という。

ちなみに、同図書館におけるこれらのマイクロフィルムの受け入れ時期は、①が1963年（寄贈による。）、②と③が1977年3月、④が1979年5月である⁶⁾。

これらのマイクロフィルムのうち、まず③の琉大M1314マイクロを収録したリールの外箱には「RYUKYUAN HISTORICAL」というタイトルが表示されている。この琉大M1314マイクロは合計13駒か

らなり、その1駒目に「RYUKYUAN HISTORICAL DOCUMENTS MICROFILMING PROJECT - 1962 E - W CENTER U OF HAWAI OKINAWAKEN KOKUJI HOKOKU TSUZURI - TAKETOMI MURABANSHO 1892 沖縄県報告告示〔ママ〕綴 竹富村番所 明治25年 Mr.T. Kamisedo Taketomi Film : #146」と記載されている。また、2駒目は新表紙であり、「明治廿五年／沖縄県告示報告綴／竹富村番所」（下線部分は折り返し割注表示である。）と表示されており、右端に二穴を穿って綴り紐で編綴していることが分かる。さらに、3駒目から12駒目までは編綴されている令達書の画像であり、13駒目は新表紙の裏表紙であり、左端に二穴を穿って綴り紐で編綴していることが分かるが、令達書の画像は写っていない。以上から琉大M1314マイクロは、アメリカ合衆国ハワイ州所在の東西センター（East-West Center）が1962年に行った琉球歴史文書のマイクロフィルム化プロジェクトによって、竹富島の勢頭亨氏が所蔵する「明治廿五年／沖縄県告示報告綴／竹富村番所」をマイクロフィルムに複製したものであることが分かる。

しかしこの琉大M1314マイクロに収録されている令達は本資料の一部に止まる。すなわち、琉大M1314マイクロには、別冊資料集【表1】の符号（竹富）・整理番号（1～39）で示すと（以下、符号・整理番号は同旨。）、竹富7, 8, 10, 11, 18～20, 27～29, 31に相当する合計11件の令達が収録されている（ただし、竹富18と20は令達書の一部が欠落している）。これらのほかに竹富6, 26, 30の3件の令達が裏写りしている（琉大M1314マイクロ所収の令達の詳細については別冊資料集【表4】参照）。

次に、①の琉大M239マイクロも、③の琉大M1314マイクロと同じく、東西センターのプロジェクトで撮影されたものであり、琉球大学附属図書館に寄贈されたが（1963年受入れ）、その後フィルムの劣化により1989年に廃棄された⁷⁾。なお、沖縄図書館協会編『沖縄県郷土資料総合目録 昭和47年3月1日現在』（新星図書、1973年）220頁に掲載されている、タイトル番号「3138」、書名「沖縄県告示報告書〔ママ〕綴」、編著者名「竹富村番所編」、出版年「1892年」、注記「〔マイクロフィルム 12駒〕」、所蔵館名「琉大」の資料は、このM239のマイクロフィルムに相当するものと考えられる。

②の琉大M1302マイクロを収録したリールの入った箱には、「竹富村村日記他」というタイトルが表示されている。この琉大M1302マイクロは合計63駒からなるが、32駒目と33駒目とは同一のものであり、この2駒が重複して撮影されており、さらに38駒目と39駒目と40駒目も同一のものであり、この3駒も重複して撮影されている。すなわち合計63駒のうち3駒は重複しているので、実質的な駒数は60駒である。

さて、琉大M1302マイクロの1駒目は新表紙であり、「明治廿五年／沖縄県告示報告綴／竹富村番所」（下線部分は折り返し割注表示である。）と墨書されている。そして、右端に二穴を穿ち綴り紐で編綴してあることが分かる。2駒目の右側には、「ここに記念品を贈呈して厚く感謝の意を表します／一九五五年一月二十四日／婦和会長 有田 静」との記載がある感謝状の一部が写り込んでいる。2駒目の左側は、旧表紙と考えられるものであり、破損や皺などのために判読が難しいが、「明治廿五年／沖縄県告示報告綴／竹富村番所」（下線部分は折り返し割注表示である。）と墨書されていることが分かる。新表紙と旧表紙の墨書は筆が異なる。3駒目の左側から5駒目の左側までは、「索引番号」欄と「事件摘要」欄とからなる目次が編綴されている（ただし、「索引番号」欄には何も記載されていない。）。6駒目の右側は罫紙だけで何も記載がなく、6駒目の左側から63駒目の左側までに令達書が編綴されている。編綴されている令達の本数は、合計39件である。

最後に、④の琉大M2493マイクロを収録したリールの入った箱には、「村日記 竹富村番所」というタイトルが表示されている。琉大M2493マイクロの中身は、琉大M1302マイクロと同一内容である。

以上のマイクロフィルムとは別に、琉球大学附属図書館整理係編前掲『琉球大学沖縄関係資料目録 増加版』123頁には、「沖縄県告示報告綴 竹富村番所 明治25年 1冊 19×27cm 複製本 背文字：告示・報告綴」、請求記号「093.3 - T a66」と記載されており、かつ「内容」として「沖縄県告示報告綴」の目次中の「事件摘要」欄の情報（令達類型、令達番号および件名）が列記されている（ただし、この列記には多数の誤記がある⁸⁾ので注意を要する。）。この「複製本」は本資料の複製資料であると推定されるが、筆者は現時点では未見である。

③那覇市歴史博物館所蔵複製資料

那覇市歴史博物館は『竹富島関係資料Ⅱ（喜宝院所蔵）』と題する複製資料を所蔵している。この複製資料を那覇市歴史博物館の「デジタルミュージアム」中の「古文書」のデータベースで検索すると、「資料コード：04001326」、「作成／筆写年 年号：明治25年」、「作成／筆写年 西暦：1892年」、「資料形態：写本の複製本」、「サイズ：27×37」、「受入年月日：1991／03／01」、「注記：沖縄県告示報告綴 明治25年 竹富村番所／芭蕉紙 竹富町において明治年間に作られた紙屋の紙／昔使用せられたる文字／唐手道概説 宮城長順稿／象形文字綴 上勢頭亨／近代・地方（離島・宮古）」、「配架コード：036-A-06」と表示されている（／および：は原文による。）。すなわち、この『竹富島関係資料Ⅱ（喜宝院所蔵）』中に、『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』の複製資料（以下「那覇歴史複製資料」という。）が含まれている。この『竹

富島関係資料Ⅱ（喜宝院所蔵）の製本の背表紙の下部には、配架コード「036-A-06」のラベルが貼付されており、また製本の表表紙の内側には、「竹富町字竹富一〇九／上勢頭芳徳」との手書きの書き込みがあり、さらに製本の裏表紙の内側には、「第5565号／那覇市史編集室／1991年3月1日」と表記された楕円形のスタンプが押されている（下線部分は手書き文字、それ以外は不動文字である）。これらの表示や記載によれば、那覇歴博複製資料は、那覇市歴史博物館の前身である那覇市史編集室が、竹富町の喜宝院所蔵の上勢頭亨氏収集資料の複製物を上勢頭芳徳氏⁽⁹⁾から入手し、1991年3月1日に蔵書登録されたものであることが分かる。ただし、那覇歴博複製資料では、竹富10および23の令達書の全体が欠落しており、また竹富1～6, 13～15, 18, 19, 24, 27, 28, 34に関しては、令達類型・令達番号の表記部分の全部または一部が欠落していたり、令達書本文の文字の一部が欠落していたりしており、さらに竹富29については令達書の印影が薄く判読が困難な部分があるので（これらの欠落部分等の詳細については、別冊資料集【表5】の「欠落状況」欄を参照願いたい。）、閲覧に当たっては注意を要すると思われる。

④沖縄県立図書館所蔵マイクロフィルム

沖縄県立図書館の蔵書データベースによると、同館は『ハワイ大学所蔵東西文化センター1, 2, 4～28』（3は欠落。）と題するマイクロフィルムを合計27巻所蔵しており、このマイクロフィルムには琉球・沖縄・奄美・薩摩関係の歴史資料が合計265件収録されている。

このうち『ハワイ大学所蔵東西文化センター8』に『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』編綴の令達書の一部がマイクロフィルムとして撮影され収録されている（以下「県図マイクロ」という。）。その駒数の合計は13駒あり、琉大M1314マイクロと同じ東西センター⁽¹⁰⁾のRYUKYUAN HISTORICAL DOCUMENTS MICROFILMING PROJECT - 1962により撮影されたマイクロフィルムの複製版である。従って、その令達の収録範囲は琉大M1314マイクロと同一である。

ちなみに、沖縄県立図書館の蔵書データベースによれば、この『ハワイ大学所蔵東西文化センター8』（資料コード：1500027303）の「資料詳細」欄には、「タイトル」が「No.68ハワイ大学所蔵東西文化センター8〔マイクロフィルム〕No. 68」,「副書名」が「勤書他」,「著者」が「沖縄県立図書館／〔編〕」（／は原文による。）、「出版者」が「沖縄マイクロセンター」,「出版年」が「1996.12」,「ページ数」が「マイクロフィルムリール1巻」,「大きさ」が「35mm」,「累積注記」が「ネガ652駒」と表示されており、1996年に沖縄マイクロセンターを通じて受け入れたものであることが分かる。また、同資料の「内容一覧」には、「72.勤書」か

ら「90.土原氏系図家譜」まで19件の資料の「タイトル」が表示されているが、そのうちの7件目に「78.沖縄県報告告示〔ママ〕綴竹富村番所」と表示されている。

⑤小括

以上の検討結果を小括すると、史料編集班複製資料と琉大M1302マイクロおよび琉大M2493マイクロとは同一系統の複製物であり、また琉大M1314マイクロと県図マイクロとは東西センターのマイクロフィルム化プロジェクトの系統に属する複製物であり、那覇歴博複製資料はこれらとは別に上勢頭芳徳氏から入手した複製物であると考えられる。

本稿の執筆にあたっては、史料編集班複製資料を底本とし、必要に応じて、琉大M1302マイクロ、琉大M1314マイクロおよび県図マイクロを参照した。

三 史料編集班複製資料編綴の令達の件数、 類型等について

史料編集班複製資料には、前述のように明治25年に沖縄県が令達の公布⁽¹¹⁾または発令のために作成した令達書が合計39件綴られており、これらの令達書に同数の沖縄県令達が印刷されている。従って、これらの令達書に印刷されている39件の沖縄県令達はいずれも原始規定（制定または発令後の改正内容が織り込まれていない規定）である。

つぎに、史料編集班複製資料に編綴されている39件の沖縄県令達の類型別の内訳を、令達の編綴件数の多い順に列挙すると、告示30件、内務部報告7件（内訳：第二課報告5件、第三課報告2件）、正誤2件である。

さらに、史料編集班複製資料に編綴された39件の令達の中で、制定者または発令者が令達書に明示されているのは32件であり、そのうち8件（竹富1～6, 8, 9）は沖縄県知事丸岡莞爾（在任期間：明治21年9月18日～明治25年7月20日）、21件（竹富11～15, 17～32）は沖縄県知事奈良原繁（在任期間：明治25年7月20日～明治41年4月6日）⁽¹²⁾、1件（竹富10）は沖縄県知事奈良原繁代理沖縄県大書記官檜垣直枝であり、2件（竹富38, 39）の「正誤」には沖縄県庁と表示されている。制定者または発令者が令達書に明示されていない残りの7件の令達類型は、いずれも内務部第二課報告（竹富16, 33～35, 37）または内務部第三課報告（竹富7, 36）であるから、当該部課が制定者または発令者であることは明らかである。なお、この7件の報告と2件の正誤の制定・発令時期によれば、竹富33：明治25年1月27日、竹富34：明治25年2月15日、竹富35：明治25年7月15日及び竹富7：明治25年3月5日の4件は丸岡莞爾県知事の在任期間中に制定・発令されたものであり、竹富16：明治25年11月5日、竹富36：明治25年8月6日、竹富37：明治25年12月1日、竹富38：明治25年11月16日および竹富

39：明治25年10月20日の5件は奈良原繁県知事の在任期間に制定・発令されたものである。

史料編集班複製資料に編綴されている39件の令達のうち28件（内訳：告示26件、内務部第二課報告1件、正誤1件）については、令達書の左肩に当該令達に関する事務を所管する部署課¹³⁾の名称の一部を使って、「第一」（＝内務部第一課）、「第二」（＝内務部第二課）、「第三」（＝内務部第三課）、「警」（＝警察部）、「直」（＝直税署）という符号が印刷されている。残りの11件にはこの種の符号の印刷はないが、そのうちの4件は「内務部第二課報告」、2件は「内務部第三課報告」であるので、これらの令達類型によってその所管部署を知ることができる（なお、竹富29の所管部署課の符号は史料編集班複製資料では判読が困難であるが、琉大M1302マイクロにより「第三」と判読することができる。）。

39件の沖縄県令達の類型別・所管部署課別件数を表示すると別冊資料集【表3】の通りである。

四 本資料編綴の沖縄県令達の資料的価値について

ここではまず、史料編集班複製資料を手掛かりとして、そこに編綴されている39件の沖縄県令達が戦前期沖縄県の既存の令達集や他の残存令達資料にどの程度重複して収録または編綴されているかという観点から、本資料に編綴されている沖縄県令達の資料的価値を検討してみよう（詳細については別冊資料集【表1】の「備考」欄参照）。その検討結果をカテゴリー別に示すと以下の通りである。

カテゴリー①明治39年版『令達類纂』¹⁴⁾に収録されているもの2件（竹富11, 31）。

カテゴリー②明治44年版『令達類纂』¹⁵⁾に収録されているもの2件（竹富11, 31）。

カテゴリー③国立国会図書館所蔵『加除自在現行沖縄県令規全集』¹⁶⁾に収録されているもの2件（竹富11, 31）。

カテゴリー④管見の限りで既存の令達集や残存令達資料に令達文そのものが収録または編綴されていないもの37件（竹富1～10, 12～30, 32～39）。

すなわち、史料編集班複製資料に編綴されている39件の沖縄県令達のうち、2件（竹富11, 31）については史料編集班複製資料以外にも令達の全文を確認することができる。他方、残りの37件については、現時点では本資料以外では令達の内容を参照しえないと思われる。本資料に固有な資料的価値は、これら37件の沖縄県令達の存在にあるといえよう。

次に、史料編集班複製資料に編綴されている39件の令達が明治25年制定・発令の沖縄県の残存令達中に占める数量的位置について検討してみよう。

明治25年8月19日付『官報』第2744号177～178

頁の「彙報」欄「官庁事項」中の記事「公文発布数」によれば、明治25年上半期中に「発布」された沖縄県の「公文数」は、「県令十二件内務部主管九件警察部主管二件間税署主管一件、訓令八十九件庁則改正前二係ル縣達ハ之ニ包含ス内知事官房主管一件内務部主管五十三件警察部主管六件直税署主管二十件間税署主管七件監獄署主管二件、諭告内務部主管二件、告示十七件内務部主管十三件警察部主管二件直税署主管二件合計百二十件」（読点の有無は原文のまま。下線部分は原文では割注。）である。さらに、明治26年4月1日付『官報』第2924号3頁の「彙報」欄「官庁事項」中の記事「公文発布数」によれば、明治25年上半期中に「発布」された沖縄県の「公文数」は、「県令十九件、内務部主管十四件、警察部主管五件、訓令九十四件、内知事官房主管一件、内務部主管二十八件、警察部主管十二件、直税署主管四十七件、間税署主管三件、監獄署主管三件、内訓七件、内知事官房主管二件、内務部主管四件、直税署主管一件、告示二十三件、内知事官房主管一件、内務部主管十七件、警察部主管二件、直税署主管三件ニシテ合計百四十三件」である（読点の有無は原文のまま）。これらの数値をもとに、別冊資料集【表6】に、明治25年の沖縄県の令達類型別・主管部署別の「公文発布数」を表示した（同表では『官報』の表現に従って「主管」と表記した）。これによれば、明治25年に制定・発令された沖縄県の令達の合計は263件であり、その内訳は、県令31件、訓令183件（ただし「庁則改正前二係ル縣達ハ之ニ包含ス」）、諭告2件、内訓7件、告示40件である¹⁷⁾（ただしこの合計数には各課報告および正誤は含まれていない）。

他方、管見によれば、明治25年に制定・発令された沖縄県令達のうち、本稿で取り上げた史料編集班複製資料に編綴されている39件以外で、現時点でその内容を確認できるもの（残存令達）は、別冊資料集【表7】の通り、21件にとどまる。その令達類型別の内訳と令達番号は、県令4件（第15, 22, 24, 26号）、達甲3件（第1, 2, 4号）、達乙1件（第15号）、訓令11件（第10, 20, 23, 38, 110～112, 118, 120, 126, 151号）、内訓2件（第2, 8号）である。これらの他に、『官報』に要旨が掲載されている令達が2件（明治25年5月28日諭告〔番号不詳〕「清潔法施行諭告」¹⁸⁾、明治25年〔月日不詳〕諭告〔番号不詳〕「麻疹予防諭告」¹⁹⁾）存在する。

このように、明治25年の残存令達（本資料編綴の39件と本資料以外で残存確認できるもの21件）の合計60件（各課報告および正誤を除けば51件）は、同年に制定・発令された沖縄県令達全体263件（ただし各課報告および正誤は含まない。）の一部（約2割）に止まるが、史料編集班複製資料に編綴されている令達は、その大半が告示である点を留保しても、数量の

うえでは残存令達の約6割を占めていることを特記しておこう。

五 史料編集班複製資料編綴の沖縄県令達の 内容について

ここでは、史料編集班複製資料に編綴されている合計39件の令達を当該令達の類型別・所管部署課別に区分して、簡潔に紹介することにしよう。

(1) 告示

①内務部第一課所管

内務部第一課所管の告示は2件（竹富25, 31）である。すなわち、まず竹富25は、那覇・島尻両役所ならびに那覇各役場を改築するため、明治25年11月6日より、那覇久米村上ノ天后宮において事務を取り扱う旨を告示するものである。次に竹富31は、沖縄県庁の門内へ乗車乗馬のまま出入して構わない旨の告示である。

②内務部第二課所管

内務部第二課所管の告示は16件（竹富1～3, 5, 6, 9, 14, 15, 17, 18, 20～22, 24, 26, 30）である。このうち13件は海難による行衛不明者に関する告示であり、残りの3件はそれ以外の事項に関する告示である。

③海難関係

海難による行衛不明者に関する告示13件の概要は次の通りである。竹富1は、知念間切知念村平民某外3名が漁業のため知念間切知念村前ノ浜より出船のまま行衛不明となった旨の告示である。竹富2は、那覇泊村土族某外3名が恩納間切前兼久港を出港し泊港へ向け航海中北谷間切砂辺村沖において逆風のため沈没し行衛不明となった旨の告示である。竹富3は、羽地間切我部村平民某が、同村平民某外5名とともに剝小舟に乗り組み伊江島へ向け航海中乗船転覆のため行衛不明となった旨の告示である。竹富5は、大里間切與那原村平民某外1名が、伝馬船に薪木を積み込み金武間切金武村前ノ浜より與那原港へ向け出帆のまま行衛不明となった旨の告示である。竹富6は、大里間切與那原村土族某外8名が、国頭間切奥村の共有船に乗船し那覇港を發して帰村の洋上で逆風に遭遇し行衛不明となった旨の告示である。竹富14は、名護間切安和村平民某外8名が暴風の際に難破して行衛不明となった旨の告示である。竹富15は、渡嘉敷間切渡嘉敷村平民某外7名が暴風雨の際に難船して行衛不明となった旨の告示である。竹富17は、越来間切安慶田村土族某外5名が、暴風雨の際に難船して行衛不明となった旨の告示である。竹富18は、小禄間切儀間村土族某所有の琉球形十反帆船が鹿児島県大島郡住用港より那覇港へ向け航海途中、逆風に逢い今帰仁間切古宇利

村津口へ寄港中暴風のため船体が転覆して、船頭1名乗客1名が行衛不明となった旨の告示である。竹富20は、鹿児島県大島郡西方篠川村平民某が船主である日本形拾反帆船が、同郡篠川港より同郡徳之島へ向け航海中暴風に遭い漂流の後、国頭間切安田村字ガシ岬において難船し、船主外8名が行衛不明となった旨を告示するものである。竹富21は、伊平屋島仲田村平民某外2名が、琉球形三反帆船に乗船し伊平屋島仲田港より那覇へ向け航海中、本部間切浜崎沖において破船して行衛不明となった旨の告示である。竹富24は、今帰仁間切岸本村土族某が、剝舟に乗船し大宜味間切饒波村津口より帰村の途中、今帰仁間切古宇利村字辻干瀬において激浪のため船が沈没して行方不明となった旨の告示である。竹富30は、宮古島砂川間切砂川村平民某が、暴風雨の際に同村字本島の海浜において怒濤のために海中に陥没し行衛不明となった旨の告示である。

④その他の事項

内務部第二課所管の告示のうち、海難による行衛不明者に関する告示以外の事項に関する告示3件の概要は次の通りである。竹富9は、大分県が県令で蚕糸業取締規則を發布した旨を告示するものである。竹富22は、明治17年12月布達甲第49号の別表中の「筆者詰所地名」のうち、「羽地間切親川村」とあるのを「名護間切東江村」と改正する旨の告示である（管見の限り明治17年布達甲第49号の残存は確認されていない）。竹富26は、東京府下において牛疫が発生し蔓延しそうであるので畜牛者は予防方に注意すべきである旨を告示するものである。

⑤内務部第三課所管

内務部第三課所管の告示は1件（竹富29）である。この竹富29は、明治25年11月22日陸軍省告示第8号をもって明治26年士官候補生、幼年学校生徒等召募試験事務手続が定められたところ、沖縄県における志願者の出願期日は明治26年1月10日、試験場所は原則として鹿児島とし、各自の便宜により熊本、福岡、小倉、大分、長崎においても受験可能である旨を告示するものである。

⑥警察部所管

警察部所管の告示は3件（竹富4, 23, 32）である。竹富4は、首里警察署の改築が落成し明治25年2月27日に改築後の庁舎に移転する旨を告示するものである。竹富23は、那覇警察署所属の「三重城水上警察所」を「水上警察所」と改称する旨の告示である²⁰⁾。竹富32は、明治26年1月4日に消防出初式を執行するため、出火信号を打鳴する旨の告示である。

⑦直税署所管

直税署所管の告示は4件（竹富8, 19, 27, 28）であり、いずれも石代相場ないし代金納相場に関する告示である。すなわち、竹富8は、明治25年度の貢麥石

代相場を告示するものであり、麥1石につき、「安値段」で6円60銭、「普通値段」で6円83銭と定めている。次に竹富19は、明治25年の貢米外4品（米、粟、粟粉、黍、黍粉）の石代相場を告示するものである。米1石につき「第一種」で7円43銭7厘、「第二種」で6円50銭、粟1石につき5円83銭9厘、粟粉1石につき2円92銭、黍1石につき5円14銭、黍粉1石につき2円57銭、と定めている。さらに竹富27は、明治25年の貢棕栲縄代金納相場を定めた旨の告示である。この告示によれば、棕栲縄一斤につき16銭2厘と定められた。最後に竹富28は、明治25年の貢下大豆外四品石代相場を定めた旨の告示である。この告示によれば、「下大豆」1石につき「安石代」は4円79銭、「普通石代」は5円18銭8厘、「本大豆」1石につき5円83銭7厘、「白大豆」1石につき6円48銭5厘、「白豆」1石につき6円48銭5厘、「小豆」1石につき5円18銭8厘と定められた。

⑥所管部署課不明

史料編集班複製資料には、以上の告示の他に、所管部署課の符号が令達書に明記されていない告示が4件（竹富10～13）編綴されている。編綴順にその概要をみていくと、まず竹富10は、沖縄県知事丸岡莞爾が高知県知事に、宮中顧問官奈良原繁が沖縄県知事に、明治25年7月21日付で叙任された旨²¹⁾を告示するものである。次に竹富11は、海軍参謀部より、海上輸送に関する調査の必要上、登簿トン数100トン以上の内航船および外航船を新造または外国より買入れたときは同部において臨検調査する旨、ならびに臨検調査後に当該船舶の構造を変更した場合には再度臨検調査する旨の通知があったことを、告示するものである。さらに竹富12は、鳥取県知事より、鳥取県蚕糸業取締規則を制定し、同県内において製糸用蚕種にして越年するものを売買飼育する者は同県内組合の検査を経て証印を受けるべきこととし、これに違背した者を拘留または科料に処する旨の通知があったことを、告示するものである。最後に竹富13は、今帰仁間切天底村土族某外11名が、琉球形三反帆船に乗船し今帰仁間切炬港より那覇へ向け出帆後、碇泊地である本部間切瀬底津口を出船のまま行衛不明となった旨の告示である（この竹富13は、その内容が海難関係であることから、内務部第二課所管の告示であると推定される。）。

(2) 各課報告

各課報告は合計7件あり、所管課別では内務部第二課5件（竹富16, 33～35, 37）、内務部第三課2件（竹富7, 36）である。

①内務部第二課所管

まず竹富16は、大阪府立農学校が製造した春蚕種の購入希望者を募る旨を報告するものである。次に竹

富33は、明治25年3月に石川県金沢市において開設される大日本農会第27回農産品評会の出品種目に麻を追加する旨の連絡があったことを報告するものである。さらに竹富34は、埼玉県賀美郡丹荘村大字植竹共進会社の養蚕練習所において、養蚕技術伝習のため「社費生」を募集する旨の連絡があったことを報告するものである。竹富35は、鳥取県より、今般同県に設置された物品陳列場への、沖縄県下の産物中普通農工商業に関するものおよび専売特許品等の出品勧誘方の依頼があったことを報告するものである。最後に竹富37は、宮城県より、今般同県仙台市に物産陳列場を設置した旨の通知があったことを報告するとともに、沖縄県内の業者に出品を勧奨するものである。

②内務部第三課所管

まず竹富7は、沖縄県病院附属医生教習所の本科生30名、予科生50名を募集する旨を報告するものである。次に竹富36は、前沖縄県知事の丸岡莞爾より、「管内」＝沖縄県内の公立小学校教育資金として50円の寄附があったことを報告するものである。

(3) 正誤

以上の他に、既存の令達の正誤に関する令達が2件（竹富38, 39）ある。竹富38は、明治25年11月11日県令第21号「瘋癲人取締規則」に関する正誤であり、同規則第8条第1項中の「第四条」の三文字が衍字（同項中に間違って入った不要の文字）であるとするものである（管見の限り明治25年県令第21号の残存は確認されていない。）。竹富39は、明治25年10月4日告示第28号（竹富21）に関する正誤であり、同告示中の「本月」とあるのを「去月」と訂正するものである。

六 おわりに

以上、本稿では『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』とそこに編綴された沖縄県令達について検討してきたが、最後に本資料の若干の特色に言及して結びとしよう。

第一に、本資料は、本誌前々号で取り上げた『明治十六年 本県諸達書及令達等級』や本誌前号で取り上げた『明治廿二年分 本県諸達書及令達等級 波照間邑番所』と同様に、令達書そのものが残存したものであるため、本資料に編綴されている沖縄県令達は一部改正内容が織り込まれていない原始規定であり、したがって令達の原型をフルテキストで確認できる点に特色がある。しかし第二に、本資料は、明治25年に制定・発令された令達の一部（約2割）に限定されており、令達類型としては本資料の表題からも明らかのように告示が大半（39件中30件、7割強）を占めている点に特色がある。しかも第三に、編綴されている告示の内容に関して言えば、30件の告示のうち約半数の14件

(竹富13を含む。)が内務部第二課農商掛の分掌事務である海難関係²²⁾の告示である点に特色がある。とはいえ第四に、本資料に編綴された令達以外でその残存が現時点で確認できるものは、管見の限りでは合計21件に止まる(別冊資料集【表7】参照)ので、残存が確認可能な明治25年制定・発令の沖縄県令達の中での本資料編綴の令達の数量的な比重(約6割)は大きいといえることができる。

注

- 1) これまでに整理検討を終えた令達集は次の10件である。沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂〔初版〕』(明治39年)(以下「明治39年版『令達類纂』」)という。本文においても同じ。),同編『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』(明治44年)(以下「明治44年版『令達類纂』」)という。本文においても同じ。),『沖縄県町村諸規程』(横内家文書),『沖縄県警察法規類典 全』,『沖縄県会計法規』,『沖縄県町村自治之栞 全』,『糖業関係例規』,『沖縄県青年学校法令集 全』,『学事規定全書』,『沖縄県物産検査関係例規』。
- 2) これまでに整理検討を終えた沖縄県の残存令達資料は次の6件である。『琉球新報』紙上の「本県公文」,国立公文書館所蔵の『沖縄県甲乙丙丁号達』(公文別録),那覇市歴史博物館所蔵の『自明治十五年至全二十一年庁中諸回議並庁則二関スル部』(横内家文書),竹富町字波照間公民館旧蔵の『沖縄県庁よりの諸令達』,『明治十六年 本県諸達書及令達等級』(沖縄県教育庁文化財課史料編集班所蔵複製資料および沖縄県公文書館所蔵複製資料)および竹富町字波照間公民館所蔵『明治廿二年分 本県諸達書及令達等級 波照間邑番所』。
- 3) 本資料については既に玉木園子「戦前の沖縄県公報の残存状況について」(『史料編集室紀要』28号,2003年)52-53頁において簡単な紹介がある。筆者も「戦前期沖縄県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描——」(田里修・森謙二編『沖縄近代法の形成と展開』榕樹書林,2013年)111-112頁で言及した。
- 4) 明治25年当時竹富村は石垣間切に属していたが,宮古・八重山では,間切の役所を蔵元,各村の役所を番所と呼んだ。
- 5) 喜宝院は,竹富島にある浄土真宗西本願寺派の寺院である。初代住職は上勢頭亨氏(1910年生 - 1984年没)で,同寺院は1949年竹富島布教所として設立され,1957年喜宝院の寺称を受けて独立寺院となった。蒐集館は,喜宝院住職上勢頭亨氏が1964年に同寺院に併設した私設の歴史民俗資料館である。蒐集館の沿革と上勢頭亨氏の経歴については,石垣博孝「喜宝院」(沖縄大百科事

典刊行事務局編『沖縄大百科事典 上巻』所収,沖縄タイムス社,1983年)861頁,上勢頭芳徳「九州の博物館・竹富島喜宝院蒐集館——最南端の資料館」(『文明のクロスロード』5巻4号,1986年)57-58頁,阿佐伊孫良「竹富島喜宝院蒐集館と上勢頭亨翁」(竹富町史編集委員会町史編集室編『竹富町史第10巻 資料編 近代1——竹富町喜宝院蒐集館文書——』)所収,竹富町役場,2005年)13頁,15頁,17頁 - 18頁参照。

- 6) 琉球大学附属図書館情報サービス課保存公開関係の林あんり氏のご教示による。
- 7) この点についても林あんり氏のご教示による。
- 8) すなわち,管見の限りでは,「事件摘要」の原文の表記を前提とすれば,次のような誤記がある。竹富9の「訣」は「該」,竹富11の「屯」は「噸」,竹富13の「夫 村」〔半文字空白〕は「天底村」,竹富16の「阪」は「坂」,竹富18の「二」は「一」,竹富20の「屋」は「里」,竹富38〔正誤〕の「の」は「ノ」の誤記である。竹富13では件名の末尾の記載が欠落しており,竹富8では「麥」,竹富11では「ノ」,竹富25では「両」,竹富31では「内」のそれぞれ一文字が欠落している。竹富16,竹富33,竹富34,竹富35および竹富36については,令達類型の記載の冒頭に「告示」と誤表示されているが,これらの令達類型はいずれも「各課報告」である。竹富35と竹富36は,ともに「告示四回報告」と記載されており,竹富35が「内務部第二課」の第四回報告であり,竹富36が「内務部第三課」の第四回報告であることが明示されていない。竹富38と竹富39は,竹富36の記載に続けて改行せずに記載されており,かつ竹富38については「正誤」であることが表示されていない。ちなみに,竹富37の内務部第二課第六回報告は,目次に列挙されていないので,「内容」には記載されていない。また,竹富35については,「事件摘要」の原文では「鳥」と表記されているが,「内容」では「鳥」と修正して表示されている。
- 9) 上勢頭芳徳氏は,喜宝院蒐集館の第二代館長であった(上勢頭前掲「九州の博物館・竹富島喜宝院蒐集館」59頁)。
- 10) 東西センターは1960年にアメリカ合衆国議会の子算で創設された独立の教育研究機関であり,ハワイ大学とは別組織である(<https://www.eastwestcenter.org/about-ewc/origins>)。従って,「ハワイ大学所蔵東西文化センター」という表現には厳密に言えば疑問がある。
- 11) 明治19年県令甲第24号「公布式」は残存が確認されていないが,明治19年10月25日付『官報』第997号246頁の「官庁事項」欄に掲載された「県令公布式及施行期限」と題する記事によって,沖

沖縄県令達の公布が「役所役場番所蔵元ノ掲示場ニ掲出スル」方法によったことがわかる。この公布方法は、明治26年9月9日県令第39号「公布式一定」が「明治十九年県令甲第二十四号ヲ以テ相定候公布式ヲ廢シ爾來ハ來ル十五日ヨリ発刊ノ琉球新報ニ掲載スルヲ以テ本県令ノ公布式ト定ム」（明治39年版『令達類纂』下巻609頁〔A746〕）と規定することによって、同月15日より「琉球新報」（の本文の「本県公文」欄）に掲載する方法に変更されたので、明治25年当時の沖縄県令達の公布は「掲示場ニ掲出スル」方法によっていたと考えられる。従って、本資料に編綴された沖縄県令達書に記載されている年月日は、第一義的には制定または発令年月日であり、公布年月日とは必ずしも一致しないと考えられる。

- 12) 沖縄県知事丸岡莞爾および奈良原繁の在任期間については、沖縄県編『沖縄県史別巻沖縄近代史辞典』（沖縄県、1977年）所収「附録2 沖縄県歴代知事一覧」（源河ミツ子作成）2-3頁による。
- 13) 明治23年10月11日公布勅令第225号「改正地方官官制」（『官報』第2187号137頁以下参照）により、明治25年当時の府県庁の事務分掌は、知事官房のほか、内務部、警察部、直税署、間税署、監獄署の二部三署で構成されていた（同勅令第19条、第21条）。ちなみに、明治25年3月9日達甲第4号「沖縄縣庁處務細則」（那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書」入力順8119）の第一章「分課組織」の第1条から第6条によれば、当時の沖縄県庁には、知事官房、内務部、警察部、直税署、間税署、監獄署の1官房、2部、3署が置かれていた。また、同處務細則第2条によれば、内務部の分課組織は、第一課（庶務掛、編纂掛、旧慣取調掛）、第二課（農商掛、土木掛、地理掛）、第三課（学務掛、衛生掛、社寺掛、戸籍掛）、第四課（検査掛、歳入掛、歳出掛、用度掛）に分かれていた。
- 14) 青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂』（上下巻）所収令達一覧」（『社会科学論集』44号、2006年）248頁以下所収の「令達一覧」中のA378、A825参照。
- 15) 青嶋敏「明治44年版『沖縄県令達類纂（上下巻）』所収令達一覧」（『社会科学論集』45号、2007年）250頁以下所収の「令達一覧」中のB405、B843参照。
- 16) 国立国会図書館所蔵の沖縄県庁編『加除自在現行沖縄県令規全集』（帝国地方行政学会、昭和4年8月31日再版台本、最終追録加除昭和15年1月1日内容現在）第7類142頁（竹富11に相当。）、第1類56ノ2頁（竹富31に相当。）参照。
- 17) 前掲の明治25年3月9日達甲第4号「沖縄縣庁處務細則」（同月15日施行）第38条は、「令達式及上申伺届ノ結文例指令文例文書下戻文例等ハ『第八式』及ヒ『第九式』ニ之ヲ定ム」と規定した上で、第八式「令達式」では「沖縄縣令」、「沖縄縣訓令」、「沖縄縣内訓」、「沖縄縣告示」および「沖縄縣諭告」という五つの令達類型を規定し、また第九式「文例」中では文例の一つとして「正誤式」を規定している。ここには、「沖縄縣達（甲乙丙丁戊己）」は規定されておらず、「庁則改正前ニ係ル縣達」は明治25年達甲第4号「沖縄縣庁處務細則」によって廃止されたものと考えられる。なお、この明治25年達甲第4号については、明治25年4月8日付『官報』第2630号94頁の「彙報」欄「官庁事項」中の記事「處務細則改正」が、「沖縄縣ニ於テハ處務細則ヲ改正シ去月十五日ヨリ施行セリ其要領ハ警部長附警部並ニ収税長専属書記ヲ廢シ監獄署獄務課中ニ庶務、會計、工業ノ三掛ヲ設ケ其他各課ノ分掌事項ヲ少シク変換シタルト處務順序及服務雜則中多少修正ヲ為セリ」と報じている。
- 18) 明治25年6月13日付『官報』第2686号115頁の「彙報」欄「衛生」中の記事「清潔法施行諭告」。
- 19) 明治25年6月7日付『官報』第2681号51頁の「彙報」欄「衛生」中の記事「麻疹予防諭告」。
- 20) 明治25年11月1日付『官報』第2805号4頁の「彙報」欄「官庁事項」中「司法及警察」の記事「警察所改称」は、「沖縄縣那覇警察署所属三重城水上警察所ハ去月十四日水上警察所ト改称セリ」と報じている。
- 21) 明治25年7月22日付『官報』第2720号237頁の「叙任及辞令」欄では、「明治二十五年七月二十日」の条に、丸岡莞爾沖縄県知事の高知県知事への転任と奈良原繁の沖縄県知事就任についての叙任記事が掲載されている。
- 22) 前掲の明治25年3月9日達甲第4号「沖縄縣庁處務細則」第11条は、「難破船及漂流物ニ関スル事」を内務部第二課農商掛の分掌事務と規定している。

〔付記〕本稿の執筆および資料の閲覧にあたっては、沖縄県教育庁文化財課史料編集班指導主事の小野まさ子氏、那覇市歴史博物館古文書解読員の田口恵氏、琉球大学附属図書館情報サービス課保存公開関係の林あんり氏、および沖縄県立図書館資料班のご教示とご協力を得た。記して謝意を表したい。

(2020年9月23日受理)

愛知教育大学研究報告第70輯（人文・社会科学編）

正誤表

頁	箇所	誤	正
136 頁	右 12 行目	明治 25 年上半期	明治 25 年下半期